

地方・消費者問題に関する特別委員会

平成 27 年 6 月 10 日（水曜日）

○委員長（西田昌司君） ただいまから地方・消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び地域再生法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。

本日は質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

地域再生法改正案を中心に質問をさせていただきますけれども、去る 5 月 17 日に行われましたいわゆる「大阪都構想」についても最初に触れさせていただきたいと思っております。

この住民投票、御承知のとおり、僅差ではありますが拒否をされました。通常は、いちびりという言葉もございますけれども、変化を好む大阪人気質、これが勝つんですけども、今回のいわゆる都構想に対しましては、都にはなれないということに加えて、大阪市という政令指定都市がなくなって 5 つの特別区が設置をされるということについて、政令市の潤沢な財源が大きく削減されることになるということに大阪府民、市民の皆様方が気付いていただきまして、市民への行政サービスの低下が起こるのではないかと、あるいは関西経済の牽引役としての力が、大阪市の力が更に弱まるのではないかと、こういうような不安が大阪市民の中に募った結果が今回の拒否ということにつながったというふうに考えております。

大阪市の経済力につきましては、お手元に資料 1 として提示をさせていただいておりますけれども、特にリーマン・ショック、2007 年辺りからのデフレ脱却力が他の政令指定都市に比べて極めて弱いということが分かります。もちろん、2001 年から 8 年間、私も大阪府知事の職にあったわけですので責任の一端がないとは申せませんが、この 7 年間、制度論、大阪都という制度論に偏り過ぎた議論が行われまして、中身の政策、特に地域活性化、大阪を活性化していくというような実質的な政策が講じられてこなかったということも大きいと私は考えております。

資料 1. は政令指定都市の一人当たり所得を 2001 年を 100 として推移を見たものでございますけれども、全国の主要都市の中で回復力が最も弱いのが大阪市。最近では外国人旅行者の増加によりましてホテルの稼働率が高まり、あるいは百貨店の売上げが増えるなど、良い兆候もございますけれども、内発的な回復力という意味では、この図がトレンドを表しているというふうに思います。

主力であった家電産業が現在の円安下にあっても十分には回復をしていない、そして主要な製薬メーカーなどが本社や研究所を東京や神奈川県に移転をしたということなど、中核となる産業あるいは企業の維持、成長が図れなかったということが私は大きな原因だと思います。

今回の地域再生法改正案に盛り込まれております「地方拠点強化税制」でも、高質な雇用の場として期待をされております本社機能の移転先として、税制上の優遇措置を受ける対象地域から、名古屋市の一部とともに大阪市全域、関西の主要都市の一部が除外されました。

産業集積の現状から見てやむを得ない、大阪はまだまだ恵まれている、名古屋もだと、こういうことかもしれませんけれども、**資料2.**にありますとおり、この数十年間、大阪は東京集中の、一極集中の影響を最も受けてきたと言っても過言ではないんです。**資料2.**を見ていただきますと、はっきりと東高西低あるいは東京一極集中のすさまじさということが分かるわけでございます。

本社移転の実績を掲げたものが**資料3.**でございます。これは大阪府における本社の転入転出企業数推移というものをたどったものでございますが、御覧いただいて分かりますとおり、2002年から2011年の間、ずうっと転出超過が続いておりまして、この間の10年間で1,154社の本社転出超過が大阪府ではあったということでございます。

こういうことから考えまして、また、いざというときのリダンダンシーを確保するという観点からも、地方拠点強化税制は、本来、東京圏から本社を移す全ての地域、大阪も名古屋も含めて対象とすべきではないでしょうか。

地域再生法改正案には、附則第三条に検討規定が設けられております。今後、東京一極集中の是正が余りスピード感を持って進まないというようなことであれば、地方拠点強化税制の対象除外地域を見直す必要も出てくるのではないかと考えますが、石破大臣、いかがお考えでございましょうか。

○国務大臣（石破茂君） 答えから申し上げますと、委員御指摘のとおりであります。本法案の附則第三条に基づきまして、本法施行後の状況を3年間見るということになっております。すなわち、政府は、この法律の施行後3年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるということになっておりまして、施行後の状況を3年間きちんと見まして、これは虚心坦懐に判断をすべきものだと考えております。

これ、何を支援するかは党でもいろいろ御議論をいただきました。政府の中でもあったところでございますが、例えて申し上げますと、可住地面積を分母とし事業所数を分子とする、いわゆる事業所密度というものを出してみますと、東京23区が8.9、関東圏の政令市は2.4、関西圏の政令市は4.3ということですが、大阪市に限りますとこの事業所密度は9.4ということでありまして、東京23区よりも事業所の密度が高いということに相なります。全国平均は0.46、ちなみに鳥取県は0.3と、こういうことになるわけでありまして、こうしますと、やはり大阪の場合にかなり集積の密度は高いなということございまして、こういうような形に対応させていただいております。

大阪の方々が関西圏の地盤沈下ということをよくおっしゃるわけでありまして、では、皆様方、何で本社を東京に移転しましたかと、移転しなければならぬ必然的な理由がありましたかと、それからまた大阪へ戻るといふ選択肢はございませんかということをおは関西経済圏の方々にお尋ねをすることがよくございます。やはり、大阪へ戻ろう、関西へ戻ろう、そういうような動きが最近少しずつ見え始めたと思っております、大阪のこと

に通曉せられた太田委員のまたいろんな御知見を承りながら、虚心坦懐に政策を遂行してまいりたいと考えます。

○太田房江君 大臣、誠に答弁ありがとうございます。

大阪の事業所密度というのが高くなりますのはどうしても中小企業が多いということによるところもあるかと存じますので、これからの推移を見て、この附則第三条、検討規定の活用についてお考えいただければ幸いです。

それから、私は、東京一極集中に歯止めを掛けるという意味から申し上げますと、若者にも魅力のある地方中枢中核都市というものを中心とした「新たな集積構造」というものを構築する必要があると、こういう考え方を、今後の地方創生の施策を積み上げていく中で、是非具体的に施策を講じていていただきたいと、こう考えている者の一人でございます。

増田論文、いわゆる『壊死する地方都市』の中でも、地方圏が踏みとどまるためのアンカーを打ち込む役割を果たすのは全国に61ほどある地方中核拠点都市であるというふうに明記をしてありまして、ここに大学ですとか研究開発機能、あるいは高度な医療サービス、対事業所サービスなどの高次都市機能を集積していく必要があるのではないかと、こういうふうに考えます。

こういう重層的な都市のダム群、これとその周りを取り囲みます地方圏域、これ後ほど申し上げます連携中枢都市圏という考え方とつながってまいりますけれども、こういうものの形成などによって、東京からの人口流入、いわゆるU I Jターンを受け止めていく一次的な受皿にしていくべきではないかというふうに考えるわけです。

一方、総務省の方では、第三十次地方制度調査会からの答申を踏まえられまして、昨年地方自治法が改正され、大都市制度の見直しと新たな広域連携の仕組みの整備が図られております。

大都市制度の見直しに基づく総合区制度ということにつきましては、先ほど申し上げましたいわゆる大阪都構想が否決をされた大阪市において、現在この適用の是非が議論されておるところでございます。

一方で、新たな広域連携の仕組みの方でございますけれども、これは、地方中枢拠点都市を中心とした一定の圏域内で幾つかの自治体が連携協約というものを結んで、圏域全体を見据えた町づくりですとかあるいは役割分担というものを可能にするものでございます。中枢拠点都市の都市機能、高次都市機能というものを共有しながら、一定の圏域がコンパクトにまとまって様々な政策の効果を上げていくためには有効な制度ではないかと、こういうふうに私は考えております。

まず、総務省にお伺いをいたしますけれども、この制度が、地方圏において地方中枢拠点都市を中心とどのように活用をされることを期待してこの制度をつくられたか、お伺いしたいと存じます。

○政府参考人（時澤忠君） お答え申し上げます。

現在私ども進めておりますのが連携中枢都市圏の構想でございます。これは相当規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携をし、人口減少社会におきましても

一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするものでございまして、この連携を行うに際しまして、昨年改正をいたしました地方自治法の連携協約の仕組みを活用していただくというものでございます。

この連携中枢拠点都市圏におきましては、連携中枢都市となります圏域の中心都市のみならず、近隣の市町村の住民の方々が引き続き現在の居住地で生活を続けることができるように、圏域全体の地域経済を活性化して利便性を向上させていくことを主眼にしておるところでございます。

そのため、連携協約の締結を通じまして、産学金官の共同研究でありますとか新製品開発支援でありますとか六次産業化支援、こういった圏域全体の経済成長の牽引という役割を果たしていただきたいというふうに考えております。また、高度医療の提供体制の充実でありますとか高等教育、研究開発の環境整備、こういった高次の都市機能の集積、強化というところにも期待をしているところでございます。さらに、地域医療確保のための病院輪番制の充実でありますとか地域公共交通ネットワークの形成、こういった圏域全体の生活関連機能サービスの向上という役割もございまして、そういった施策に地方公共団体に積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。

○太田房江君 私、先ほど申し上げました地方中枢拠点都市の都市機能の向上という意味では、この連携中枢都市圏の考え方、大変近いと考えておりますけれども、そしてまた既に多くの地域が名のりを上げておられるようです。

ただ、ここで問題なのは、枠組みはつくれるんですけども、中の政策の実効性をどうやって上げていくかと、こういうことだと思います。連携協約でいろいろなことを結んでも、当然、総務省のみならず他省庁の様々な協力、連携が必要になってくるわけですから、そこら辺のところを、私は、まち・ひと・しごと創生本部がうまくつないでいただければ有り難いなど、こういう思いを一方で持っております。

全国知事会からも、地域間連携による高い効果が見込める新たな新型交付金というような要望も出されているようでございます。

今申し上げましたように、なかなか難しいこの省庁間の連携というものを、こういった新型交付金というようなことを介して、あるいはまち・ひと・しごと創生本部の石破大臣のリーダーシップを介してうまくこの連携中枢都市圏というような制度が動いていくということが望まれると思いますけれども、まち・ひと・しごと創生本部の方では、こういった総務省の提示された新たな仕組みとの連携、特に今度お考えになっていると言われております新型交付金の中でこういった制度をどのように組み込んでいくかというようなことについて、お考えをお伺いしたいと存じます。

○国務大臣（石破茂君） この新型交付金というのは、総理からもその創設というものを御指示をいただいているところであります。これは、財源論から入りますと、どこからお金を持ってくるんだというお話になって、損したとか得したとか、非常につまらないお話になるわけでありまして。

委員御指摘のように、各省がいろんな補助金を持っております。また、地方交付税という制度もございまして、それぞれの省庁が持っている補助金だけではできないのだと。結

果平等といいますか、それを志向するがところの交付税でも駄目だと。補助金と交付税ではできない、そういう分野があるはずで、そこに新型交付金というのは使われなければならない。例えばC C R Cを地方が入れたいと思った場合にどうなるか、DMOをやりたいと思ったときにどうなるかというときにこの新型交付金をどう使うかという、そういうコンセプトづくりが一番大事だと思っておりまして、もちろん額は多いにこしたことはありませんが、何のために必要なのだということをきちんと論証することから始めたいと思って今議論をしておるところでございます。

そこにおいて重要なのは、委員御指摘のように、地域間連携というものをどのように図っていくか、あるいは官民共同というものをどのようにやっていくか。地域間連携のための補助金なんというのは余り聞いたこともありませんし、官民連携のための補助金というのも余り聞いたことがないわけで、そこにおいて、地域の創意工夫が使える自由な交付金というもの、設計の余地があるだろうと思っております。

連携中枢都市というものを考えたときに、連携中枢都市だから新型交付金というふうにすぐ論理的につながるわけではありませんが、連携中枢都市の取組において新型交付金が生きる余地というか、そういうような場面はたくさんあろうというふうに思っております。例えば、姫路を中心とする連携中枢都市、あるいは倉敷を中心といたします連携中枢都市、それぞれの地域において、こういうことに新型交付金は使えるはずだというようなお知恵もいただきながら、あるいは当委員会では地方行政に通曉せられた方々が多いので、こういうようなコンセプトでどうだというような御提案をいただきながら、私どもとして有効な制度設計を行ってまいりたいと考えております。

○太田房江君 大臣、ありがとうございます。大いに期待をさせていただきたいと考えております。

次に、ちょっとこの地域再生法改正案とは少し外れるんですけども、コンパクトビレッジに関係をしてみたいので、他省庁の法律ではございますけれども、中小企業需要創生法改正案についてちょっとお伺いをさせていただきたいと存じます。

地方創生にとって大変大事なこと、これは、先ほど来出ております本社機能を戻すこともそうですし、それから新しい産業を、6次産業を含めて育てていくことということもそうですけれども、私は、最も大事なことは、古くから地域を支えてきた地元事業者をしっかりと支えていくことではないかと、こういうふうに考えております。地域を支える中小・小規模事業者が持続的に町を支えていけるように、国も地方も真剣に取り組むべき時期ではないかと、このように思います。

皆様の御記憶にも新しいと思いますけれども、私はこの事例を、ガソリンスタンドを例に少しお話しさせていただきたいと思います。

あの東日本大震災の際に、地元のガソリンスタンド、これ、もちろん被災をしていたんですけども、にもかかわらず、緊急車両等への燃料供給に走り回りまして、被災地における重要なエネルギー供給拠点として大変頑張ってくださいました。去年のエネルギー基本計画にも、石油はエネルギー供給の最後のとりでというふうに明記をされておりますけれども、この背景にあるのは、こういった地元SS、地場ガソリンスタンドの活躍あつての話でございます。

そして、震災を契機にいたしまして、こういう事例を一つ踏まえまして、全国の地方公共団体が災害時に石油供給を機動的に行う災害協定を締結するというケースが増加をいたしておりますが、その災害のときに機動的に動き回ろうとしている地元のガソリンスタンド、これは皆さん御承知だと思いますけれども、今、1日に4軒のペースで減少を続けております。大変、これ、いざというときにどうなるのかと、こういう感じがいたしております。

私は、以前から全国のガソリンスタンドを、特に地元でずっと頑張ってきたガソリンスタンドを廃業から救うために官公需の活用ということを提案しまして、機会あるごとに発言をさせていただいてまいりました。災害協定を結んでいる地元の中小石油販売業者が、災害時のみならず平時においても安定した経営環境を維持するためには、自治体や国の燃料調達、すなわち官公需の受注機会をそういった地元のガソリンスタンドに対して確保をしていく、増大させていくという努力が不可欠かと思っております。

このためには、平時から国や地方公共団体が災害協定を締結した組合と随意契約を行って、優先的に燃料調達をそういうガソリンスタンドから図っていく、あるいは、地場のガソリンスタンドが受注しやすいように分離分割発注を可能とするなどを現在の法律の枠内で可能とする方法はないかと、こういうふうに考えてまいりましたけれども、今回経済産業省の方で検討をされておられます改正官公需法に基づく基本方針に、今申し上げたような地元ガソリンスタンドに官公需を優先的に割り当てていくという考え方を盛り込めないかというふうに考えます。

これについては経産省にずっとお願いをしてまいりましたけれども、現在の検討状況についてお伺いをさせていただきます。

○政府参考人（佐藤悦緒君） 自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、災害時に消防や自治体が所有する車両への優先供給や、上下水道等の重要施設に対し燃料の供給を行うなど、地域における石油製品の安定供給に非常に重要な役割を担っているものと認識しております。

このため、現行の官公需法に基づく国等の契約の基本方針では、災害時の継続的な供給体制を協定等を通じて構築しようとする際には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用を努めることとしております。

それで、加えまして、委員の御質問にございましたように、非常にこの自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者の重要性、私どもも承知しておりますので、石油の供給網の強靱化の観点から、今申し上げましたような災害協定を締結した地域の中小石油販売業者への配慮措置、何らかの明記をしたいと政府内で検討しているところでございます。

また、地域の中小小売販売業者にとってより身近な存在である、これも御指摘いただきましたが、地方公共団体においても基本方針に沿った調達が行われることが極めて重要であります。このため、基本方針策定後間もなく、全ての都道府県及び市町村等、合計約千八百の自治体に対して、大臣名の文書により基本方針に沿った調達を求めることにしたいと存じております。また、各都道府県に関しましては説明会を開催させていただきたいというふうに思っております。

こうした取組により、官公需における地域の中小石油販売業者の受注機会を平時から適切に確保してまいりたいというふうに考えております。

○太田房江君 御丁寧に検討していただきまして、大変ありがとうございます。

ただ、この質問の中でも申し上げましたけれども、この場合の肝は、随意契約、分離・分割発注ということでございますので、この点について更に御検討をいただき、国の基本方針に明記をしていただきますように改めてお願いをしておきたいと思っております。

私、なぜここでこのような質問を申し上げたかと申しますと、「地産地消」という考え方、これは地方創生にとって大変大事な考え方ではないかと思ったからでございます。地域の雇用増大、これは本社を介すことによってももちろん可能でございますし、また、新しい産業を育てることによっても可能ではございますが、今頑張っている企業を守り立てることによってまずは基盤となる雇用をしっかりと支えていくと、こういう地産地消の考え方を是非とも地方創生の基本的な考え方の一つに据えていただきたいと、こういう思いで今の質問をさせていただきました。

あと5分残っておりますけれども、私、最後に要望だけ申し上げておきたいと思っております。

先ほど申し上げました地方中枢・中核都市の都市機能の強化ということに関連して、今まで決算委員会等の質問の中で首都機能の一部移転ということについて少し指摘があったと思っております。

これは、出ては消え、出ては消える議論なのでございますけれども、私は大阪で知事をやっておりますときに、中小企業庁は大阪にあるべきという議論をさせていただきました。これはちょっと手前みそではございますけれども、でもよく考えてみますと、中小企業庁のほかにも、例えば文化庁であるとか、あるいは観光庁であるとか、余り全部言うとも問題かもしれませんけれども、林野庁であるとか、いろいろございますよね、特許庁もそうだと思います。こういう省庁というのは現場に近いところであってこそ機能の充実を図れる、あるいは情報が集約できるということだと思いますし、また、全国の人から見ても、東京に行かずに大阪で、京都で、名古屋で、北海道で、様々な仕事がこなせるという地方創生の大変いい機会にもなってくると思います。

まあ一朝一夕にいかないことは大変よく分かっておりますけれども、こういった首都機能の一部移転についても引き続き検討をしていただき、これから、地方の方から提案等もできるような仕組みがあるようでございますので、この点について石破大臣のリーダーシップをよろしくお願い申し上げます。

○国務大臣（石破茂君） 済みません、ありがとうございました。いい機会ですので、せっかく御質問というか御提案をいただきました。

今私どもの方で、全、東京都を除きます46道府県にお願いをしておりますのは、これは国会でも御議論いただきましたが、国の機関というのはこんなものがありますというリストを全部の道府県にお配りをいたしております。それを道府県が御覧になって、例えば京都が、うちはやはり文化庁は京都だよとか、中小企業庁は大阪だよとか、何々は長野だよとか、何々は島根だよとか、何でもいいんですけど、それぞれの県がやはりこれは我が県に来た方が東京にあるよりもよほど効果を発現できるということを御提案くださ

いという願いをいたしております。やはりそこを御覧になって、それぞれの地域が、これがあつた方がより地域の活性化につながるというような御提案をいただき、それを受けた私どもは、駄目ですよということ言うのではなくて、どうすればできるかということと一緒に考えるということが必要なんだと思っております。

これは、もうお互いにそういうような関係をつくることによって、是非とも委員御提案のような、企業さんに地方へ行ってくれと言って、じゃ、中央官庁はどうなんだよと言われて、何にもありません、これでは済まぬだろうと思っております。ですので、是非とも地方におきまして、先生方それぞれの御地元がおありかと思ひます、どういうふうな取組になっているかということをお尋ねをいただき、更にこの動きを加速させていただければ大変幸甚に存じます。

○太田房江君 誠に力強い答弁、ありがとうございます。それぞれの委員も力強く感じ、地元に戻ってどの省庁を引っ張ろうかと、こういうことで、皆さんで頑張りましょう。